

草加市障がいのある人のコミュニケーション条例

令和3年9月27日
条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民、事業者及びコミュニケーション支援者の役割を明らかにすることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に理解し合い、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 聴覚障害、視覚障害、音声・言語障害（失語症を含む。）、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、感情を分かり合うための意思疎通をいい、障がいのある人による情報の発信、取得等もこれに含む。
- (3) コミュニケーション手段 口話、手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、平易な表現その他障がいのある人が日常生活又は社会生活において必要とする意思の伝達手段をいう。
- (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援又は補助する者をいう。
- (5) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
- (6) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負

担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

(基本理念)

第3条 障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に当たっては、障がいのある人のコミュニケーションを行う権利を尊重し、障がいのある人とない人が一人ひとりの思いを大切にし、互いに人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本としなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障がいのある人に対する合理的配慮を提供するとともに、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進及びそれを利用しやすい環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、障がいのある人に対する合理的配慮の提供及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(コミュニケーション支援者の役割)

第7条 コミュニケーション支援者は、基本理念にのっとり、市の施策に協力するとともに、市民及び事業者に対する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、その方針を策定するものとする。

- (1) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進に関すること。
- (2) 障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関すること。
- (3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 市は、施策の推進に当たっては、市の障がい福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の推進に当たっては、必要に応じて障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、施策の見直し等の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。